			総	括	調	査	票			
調査事案名	(15)児童虐待	··DV対策等	総合支援事業		調査対象 予 算 額		∓度:16,86 令和3年	62百万円 度:21,323百万	円)	
府省名	厚生労働省	会計	一般会計		項	児童	童虐待等防	止対策費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省	云司	一般去計			児童福	祉事業対策	<b>专費等補助金</b>	取りまとめ財務局	_

# ①調査事案の概要

## 【事案の概要】

児童相談所や市区町村の児童虐待防止対策、特別養子縁組・里親養育への支援、DV・女性保護対策など、地方公共団体が行う事業に要する費用について、複数の事業を統合した補助金を交付し、地域における児童虐待・DV対策等の推進を行っている。

(実施主体:都道府県、指定都市、児童相談所設置市等 補助率(令和元年度):1/2、10/10、定額)

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日関係閣僚会議決定)等を踏まえ、近年、新規事業の創設や補助内容の拡充がなされる中、<u>予算の急激な増加に対し</u> て執行は低い水準で推移しており、多額の不用が発生している。

#### 【令和元年度 児童虐待・DV対策等総合支援事業の概要】

#### 児童虐待防止対策の強化

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)等に基づき、児童相 談所・市町村における職員体制・専門性強化等を図る。

#### <児童虐待·DV対策等総合支援事業>

#### 児童相談所設置促進事業【拡充】

児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用を拡充する。

#### 児童相談所体制整備事業【新規・拡充】

- 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の無料化に伴い、夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して随時直接応じられるよう 24時間対応強化のための休制を拡充する。
- ・ 児童相談所と病院との間における子どもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整(入所先、保護者、関係機関等との調整)を図るための職員を配置するための費用の補助を創設する。
- ・ 子育でに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が 利用しやすいようSNS等を活用した相談窓口を開設・運用するための補助を創設する。

#### 賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【新規】

一時保護専用施設を賃貸物件を活用して設置する際に、一時保護専用施設 の設備基準を満たすために必要な改修費の一部を補助する。

#### 虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童相談所等の職員の専門性向上のため、現在、東日本に1か所のみとなっている研修センターについて、事業を拡充し、西日本にも拠点を設ける

#### 児童福祉司等専門職採用活動支援事業【新規】

都道府県等が行う学生向けセミナー企画や、インターンシップ企画など、児 章福祉司等の専門職の確保のための採用活動等に係る費用の補助を創設する。

## 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業(仮称)【新規】

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者 の訪問による聴致等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明 を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施する。

#### 市町村相談体制整備事業【新規・拡充】

- 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、開設準備経費への補助を創設するとともに、土日・夜間の運営費の補助を創設する。
- 支援拠点を通じたレスパイトケア等の在宅での養育支援の充実を図る。
- (※)これらと併せて都道府県による市町村職員への研修事業を拡充し 専門件の向上を図る。

#### 未就園児等全戸訪問事業(仮称)【新規】

児童虐待の早期発見・早期対応に関する取組を強化するため、未就園児等のいる家庭への全戸訪問を行う事業を創設する。

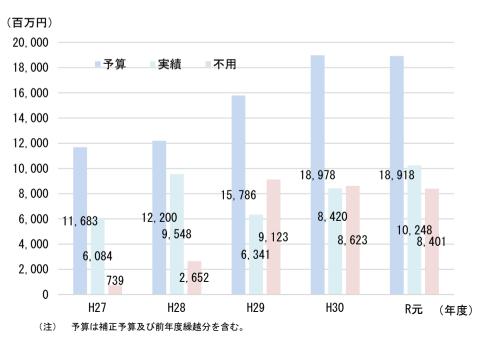
#### 虐待防止のための情報共有システム構築事業(仮称)【新規】

市町村の関係部署や児童相談所等の関係機関間のより効率的な情報共有を 進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する。

#### 未成年後見人支援事業【要件緩和】

被後見人(子ども)の資産要件を1,000万円未満から1,700万円未満へ見直す。

## 【(目)児童福祉事業対策費等補助金の予算・実績・不用の推移】



# 総 括 調 査 票

## 調査事案名

# (15) 児童虐待·DV対策等総合支援事業

# ②調査の視点

# 不用の要因と予算への反映

児童虐待・DV対策等総合支援事業は複数の事業が統合されているが、国の決算上は予算科目ベースでの執行額しか把握できず、事業の細分ごとの執行額が明らかになっていない。

多額の不用が生じている事業を 特定し、その要因について分析を 行い、予算への反映の方向性につ いて検討する。

## 【調査対象年度】 令和元年度

#### 【調査対象先数】

令和元年度における補助金の交付先(631団体)から提出された事業実績報告書等を収集し分析。

# ③調査結果及びその分析

## 不用の要因と予算への反映

#### (1) 事業の内訳

児童虐待・DV対策等総合支援事業について は、

- ① 児童虐待防止対策等支援事業: 児童虐待防止及び虐待を受けた子どもへ の支援
- ② DV・女性保護対策等支援事業: 配偶者による暴力被害者等への支援 に大別され、それぞれの区分に複数の事業が ぶら下がっており、地方公共団体は、地域の 実情に応じて必要なメニューを選択して事業 を実施している。【表1】

#### (2) 不用額の内訳

令和元年度予算における事業メニューごとの予算積算と、それに対応する実績とを比較すると、「児童虐待防止対策支援事業」の不用額は、児童虐待・DV対策等総合支援事業の不用額全体の7割を占めている。

また、児童虐待防止対策支援事業の不用額の内訳を見ると、

- 市町村相談体制整備事業
- 法的対応機能強化事業
- 未就園児等全戸訪問事業

の<u>3事業の不用額の合計は、児童虐待・DV</u> 対策等総合支援事業の不用額全体の4割を 占めている。【図1】

これら<u>3事業については、執行率も低調</u> <u>である</u>。【表2】

#### 【表1】児童虐待・DV対策等総合支援事業のメニュー

TA TO THE STATE OF						
区分	事業名					
	児童虐待防止対策支援事業					
	市町村相談体制整備事業					
①児童虐待防止対策等支援事業	法的対応機能強化事業					
	未就園児等全戸訪問事業 他17事業					
	ひきこもり等児童福祉対策事業 他10事業					
②DV·女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業 他3事業					

【図1】児童虐待・DV対策等総合支援事業の不用額の内訳①





# 【表2】児童虐待・DV対策等総合支援事業の不用額の内訳②

(百万円)

	事業名	予算	実績	不用	執行率
児童虐待・DV対策等総合支援事業		16, 862	8, 573	8, 290	50. 8%
うち児童虐待防止対策支援事業		10, 275	4, 404	5, 870	42. 9%
	うち市町村相談体制整備事業	3, 399	1, 143	2, 256	33. 6%
	うち法的対応機能強化事業	833	167	666	20. 1%
	うち未就園児等全戸訪問事業	550	16	534	3. 0%

#### 括 総 調 杳 票

## 調查事案名

(15) 児童虐待·DV対策等総合支援事業

# ③調査結果及びその分析

## 不用の要因と予算への反映

#### (3) 不用の要因

#### ①市町村相談体制整備事業

子どもとその家庭、妊産婦等を対象に相談等への対応や関係機関との連絡調整を行う「市 区町村子ども家庭総合支援拠点」(以下、「支援拠点」という。)の整備・運営等に要する 費用を補助するものである。

予算積算は、支援拠点の設置筒所数(直営分と委託分の合計)を238筒所と見込んでいた ところ、実績は193箇所となっている。

補助単価は、児童人口規模等に応じた最低配置人員(大規模型の場合:子ども家庭支援員 5名、心理担当支援員2名、虐待対応専門員4名)等を勘案して定められているが、直営分 における1支援拠点当たりの単価の実績は、支援拠点の規模が大きくなるほど予算上の補助 単価との乖離が大きく、市町村における支援拠点の運営実態を踏まえたものになっていない 可能性がある。【表3】

#### ②法的対応機能強化事業

児童相談所において弁護士の配置またはこれに準ずる措置を行い、常時必要な法的助言を 受けられる体制を確保するための費用を補助するものである。

予算積算は、全児童相談所において常勤弁護士の配置を見込んでいたところ、多くの児童 相談所では非常勤弁護士または委託契約等により対応している。【図2】

1 箇所当たり単価の実績は予算と大幅に乖離しており、予算において各児童相談所におけ る弁護士の活用状況に応じた補助単価になっていない可能性がある。【表4】

## ③未就園児等全戸訪問事業

児童虐待の早期発見・早期対応の観点から、地域の目が届かない未就園児等を市町村にお いて把握し適切な養育支援につなげることを目的に、対象児童の家庭訪問に要する費用を補 助するものである。

予算積算は、全ての未就園児等に家庭訪問が実施されることを見込んでいたところ、補助 事業を活用した市町村は21団体、家庭訪問件数は1,194件にとどまっている。

令和元年6月1日時点で状況確認を要する未就園児等(出国確認できた者を除く)の8割 は、同一市町村内をはじめとする関係部署との連携等により目視または信頼性に確信が持て る情報(例えば、受診歴に基づく医療機関への照会)により状況確認が行われている。 【図3】

地方公共団体における様々な取組を通じて未就園児等の把握が行われている中、こうした 取組の実態を反映した予算になっていない可能性がある。

(参考) 上記の状況確認により「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた全ての児童について、要保護児童 対策協議会におけるケース管理や施設入所措置など適切な支援等を実施。

## 【表3】市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業の 1 支援拠点当たり単価の比較(直営分)

類型	予算	実績	
<b>双王</b>	J′ <del>开</del>	大根	
小規模A	3, 725千円	3, 255千円	
小規模B	9, 502千円	6, 557千円	
小規模C	15, 781千円	8, 092千円	
中規模	21,053千円	12, 646千円	
大規模	39, 057千円	12, 346千円	

【図2】児童相談所における弁護士の活用状況 (令和2年4月1日時点) 常勤職員

13箇所 弁護士事務所との 非常勤職員 契約等 110箇所 96箇所

(出典) 厚生労働省調査

# 【表4】法的対応機能強化事業の予算と実績

	予算	実績	
箇所数	213箇所	191箇所	
1箇所当たり単価	7,822千円	1, 770千円	

# 【図3】未就園児等の状況確認の方法

他の都道府県との 情報共有 590人

市町村による 家庭訪問等 2.350人

同一都道府県又は市町村 内の情報共有 10.583人

(出典) 厚生労働省調査

④今後の改善点・検 討の方向性

# 不用の要因と予算 への反映

子どもの安心安全を確 保するため、児童虐待防 止対策の取組は重要であ るが、真に子どものため になる効果的な予算の活 用といった観点から、

- 予算の積算に当たっ ては、地方公共団体 のニーズをきめ細か く把握し、事業量を 適切に見込むべきで ある。
- 予算上の補助単価に ついて、一律または 市町村の規模に基づ き機械的に設定する のではなく、市町村 における実際の取組 に応じた重点化を検 討すべきである。
- 新規事業の創設や支 援の拡充に当たって は、まずは執行が低 調な事業について、 成果や課題を検証し た上で、事業の抜本 的な見直しを検討す べきである。